

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年6月24日

徳島地方法務局

登記官 松浦俊文

記

1 手続番号 4800-2025-0055

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

徳島県名西郡石井町高川原字市楽502番